

愛知県医師会

救急医療情報センター内に医療事故調査制度
相談窓口を開設し、24時間体制で対応します



予期しない死亡事例が発生した際に、院内で制度の対象か否かの判断が出来ないときは、相談票（別紙A）にて愛知県医師会にご相談下さい。

専用FAX 052-241-0404

専用ダイヤル 052-241-1414

- 平成27年10月1日から法施行される医療事故調査制度により、全ての医療機関に対して、制度の対象事例が発生した際の
① 医療事故調査・支援センターへの報告
② 院内調査
が義務付けられます(※)。

※ 制度の対象は、「医療事故（病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの）」と定められております（別紙B参照）。

- 愛知県医師会は、厚生労働省により医療事故調査等支援団体に指定されております。